

# 高槻市販売農家物価高騰対策支援金

---

## 申請の手引き（令和6年度版）

令和7年1月15日

高槻市街にぎわい部農林緑政課 TEL：072-674-7402

## 1. 目的

肥料をはじめとする農業資材の価格高騰の影響を受ける中で、営農を継続している市内在住の農業者に対し、市独自の支援金を交付することで、資材費の価格高騰などへの農業経営への影響を緩和し、市内在住の農業者を支援することを目的とします。

## 2. 対象者

対象者の主な要件は次のとおりです。

- ・申請日時点で、高槻市に住所があること。法人にあっては申請日時点で本店又は主たる事務所が高槻市にあること。
- ・令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間で農産物の販売金額があること。
- ・継続して農業を営むための取組を行っている又はその意思を有すると認められること。

## 3. 申請期間

令和7年1月20日（月曜日）から令和7年2月28日（金曜日）まで（必着）

## 4. 申請方法

申請書（市ホームページからダウンロード、または市窓口にて配布）に必要事項を記入し、添付資料とともに郵送してください。

《郵送先》

〒569-0067

高槻市桃園町2-1

高槻市 街にぎわい部 農林緑政課 支援金担当 宛

※窓口でも受け取りは可能ですが、内容の確認はその場ではいたしません。

※提出書類は返却いたしません。コピーを各自でご準備ください

## 5. 支援額・提出書類

### (1) 支援額

販売金額	支援額
1万円以上 10万円未満	5千円
10万円以上 50万円未満	1万円
50万円以上 100万円未満	2万円
100万円以上 300万円未満	3万円
300万円以上 500万円未満	6万円
500万円以上 1,000万円未満	10万円
1,000万円以上	30万円

### (2) 提出書類

- 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 本人の住所が確認できる書類（次のいずれかの書類）の写し  
（令和5年度支援金受給者で申請者が変更ない場合は不要）
  - ・運転免許証（表・裏の両方）
  - ・各種健康保険証（表・裏の両方）
  - ・住民基本台帳カード（表面）
  - ・パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）
  - ・マイナンバーカード（表面） 等※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る  
※法人の場合にあっては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し
- 令和5年の売上額を証する書類（次のいずれかの書類）の写し
  - ・令和5年確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の場合）
  - ・売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された、取引先が発行する明細通知等（例）令和5年にJAが発行したライスセンターの明細通知※令和5年におけるJAたかつきライスセンターの利用実績及び農風館（野見町店・かした店）の売上のみを販売金額と証する場合は不要（交付申請書兼請求書「1（2）販売金額添付書類①」に✓をする必要があります）
- 振込先の通帳等の写し（表紙をめくった最初のページ）  
（令和5年度支援金受給者で前回と同様の振込先の場合は不要）

申請書記入例

高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 ●●年 ●●月 ●●日

(あて先) 高 槻 市 長

住所	〒569-0067 高槻市桃園町2-1
法人名・屋号・商号	
(フリガナ) 氏名	( タカツキ タロウ ) 高槻 太郎
生年月日	昭和●●年 ●●月 ●●日
電話番号	090-0000-0000

[ ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ]

平日の日中に連絡のつく番号を記入

高槻市販売農家物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。なお、申請に当たって、この申請書兼請求書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ないことを誓約します。また、裏面「誓約事項」の記載事項について、その内容を確認したうえで、同意します。

1(1)申請区分(青色申告決算書又は収支内訳書の販売金額欄、又は売上額を証明する書類の販売金額に応じて申請区分のいずれか1つに☑してください。)

申請区分 (いずれか1つに☑)	販売金額	支援金額
<input type="checkbox"/>	1万円以上10万円未満	5千円
<input type="checkbox"/>	10万円以上50万円未満	1万円
<input checked="" type="checkbox"/>	50万円以上100万円未満	2万円
<input type="checkbox"/>		3万円
<input type="checkbox"/>		6万円
<input type="checkbox"/>	500万円以上1,000万円未満	10万円
<input type="checkbox"/>	1,000万円以上	30万円

販売金額に応じていずれか一つに☑

(2)販売金額添付書類(いずれか一つに☑してください)

- ①  令和5年におけるJAたかつきライスセンターの取扱を市が取得することに同意します。  
→販売金額を証明する書類
- ②  ①以外で販売金額を証明する書類(ライスセンターからの入金の手帳の写し等)

令和5年におけるJAたかつきライスセンターの利用実績及び農風館(野見町店・かした店)の売上額のみを販売金額とする場合は①に☑  
(販売金額を証する書類は不要です)

確定申告の写しやその他の売上額を販売金額とする場合は②に☑

2 支援金振込先(いずれか一つに☑してください。)

- ①  (令和5年度支援金受給者のみ)令和5年度振り込んでください。  
→裏面の振込先の記入・口座資料の添付は不要です
- ②  裏面の口座に振り込んでください

①は前回受給者で前回と同じ振込先の場合は☑  
(裏面の口座番号等記入不要・通帳の写しは不要です)

その他の場合は②に☑

(印)宛封欄

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名	分類	口座番号 (お求めがお書きください)						
高槻市 上田 行 支店		本・支店 多・支店 田原行	普通 2 当座 3 その他	●	●	●	●	●	●	●
金融機関 コード	● ● ● ● ● ● ● ●	支店 コード	● ● ● ● ● ● ● ●							
フリガナ	タカツキ タロウ									
口座名義	高槻 太郎									
※ 口座名義が法人名または申請者と異なる場合は、以下の欄に申請者名を記入してください。										
上記口座に支援金を振り込んでください。										
(申請者 氏名)										

2 支援金振込先の②に✓した場合は全て記入

3 添付書類 ( 書類が全て揃っているか確認 )

- ✓ (令和5年度新規農業者に対する申請者本人の住所確認は不要)  
本人の住所が確認できる書類  
(運転免許証(表・裏の両方)・各種健康保険証(表・裏の両方)・住民基本台帳カード(表面)・パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)・マイナンバーカード(表面)等の写し)  
※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る  
※法人の場合にあつては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し
- ✓ (「1(2)販売金額添付書類」で①を☑した方は不要)  
令和5年確定申告書の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告の場合)の写し  
又は令和5年の売上額を証する書類(売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された、取引先が発行する明細通知等(例)令和5年にJAが発行したライセンスターの明細通知等)
- ✓ (「2支援金振込先」で①を☑した方は不要)  
振込先の通帳等の写し(表紙をめくった最初のページ)

**誓約事項**

- 高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。
- 申請日現在、高槻市内に住所・本店が所在していること。
- 申請日現在、農業を継続して行っており、今後も営農を継続すること。
- 本市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。申請内容の不備等が本市が指定する期限までに解消されなかったときは、支援金が不交付となる場合があることに同意すること。
- 農業経営体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していないこと。該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料(法人の役員名簿等)を遅滞なく提出すること。
- 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・交付に関する事務に限り、高槻市が次の団体と情報共有することに同意すること。  
(団体名) 高槻市農業委員会・高槻市農業協同組合 等
- 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意すること。
- 同一の農業者として支援金を二重に受給するなど、虚偽の申請その他不正な手段等により支援金の交付を受けたときは、交付要綱第12条に基づく支援金の返還、及び交付要綱第13条に基づく違約金及び延滞金の支払いを行うこと。

## 6. 提出書類の補足

### (1) 令和5年の農産物の販売金額について

#### ◆確定申告の農産物の販売金額

青色申告決算書又は収支内訳書の「販売金額」欄に記載された金額です。

The image shows two tax forms side-by-side. The left form is titled '令和 0 年分 所得税 青色申告決算書の販売金額' (Sales Amount of Blue Tax Return for Reiwa 0 Year). It features a table with columns for '科目' (Item) and '金額' (Amount). The '販売金額' (Sales Amount) field is highlighted with a red box. The right form is titled '令和 0 年分 収支内訳書の販売金額' (Sales Amount of Statement of Income and Expenses for Reiwa 0 Year). It also has a table with '科目' and '金額' columns, with the '販売金額' field highlighted in red. Both forms include fields for '提出用 (令和二年分以降用)' (For Submission (From Reiwa 2nd Year onwards)) and '令和 0 年 月 日' (Reiwa 0 Year, Month, Day).

#### ◆確定申告以外に令和5年の販売金額を証する書類

取引先が発行した、令和5年中の売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された、明細通知等の合計額です。

(例) 令和5年にJAが発行したライスセンターの明細通知等の合計額

※取引先が発行した明細等でない場合、販売金額の合計には含みません

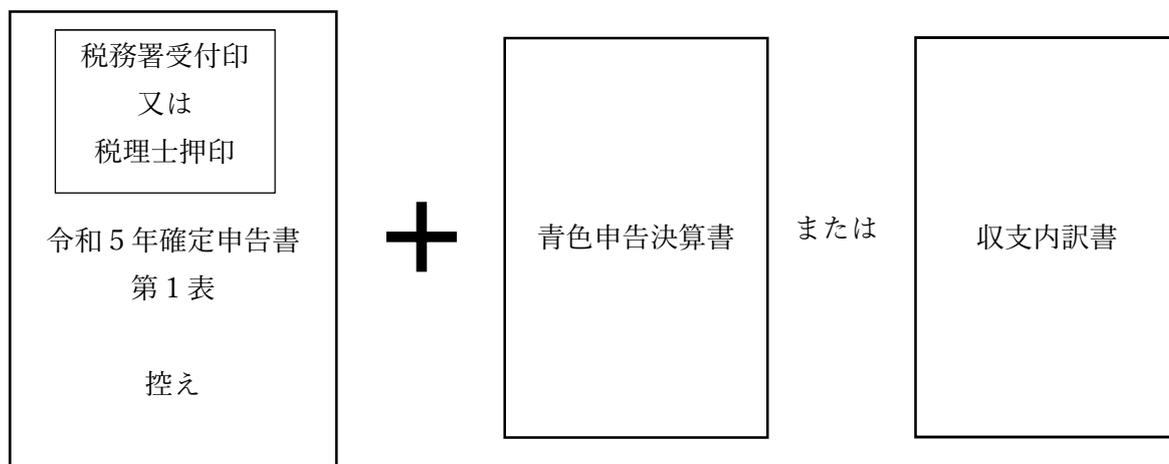
(例) 自身が作成した売上傳票・・・販売金額の合計には含みません

### (2) 確定申告書の写しについて

#### 【e-Tax でない場合】

- ・ 確定申告書第一表の写し (1 ページ目)
  - ・ 所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し (1 ページ目及び2 ページ目)
- ※ 少なくとも確定申告書第一表には税務署の受付印又は税理士の押印 (署名含む) があるもの
- ※ お持ちの確定申告書に受付印又は税理士の印が押されていない場合、確定申告書類と同じ年度の「納税証明書 (その2 所得金額用)」を提出することで代替することができます。この場合、受付印のない確定申告書類の控えと納税証明書を

提出してください。



※法人の場合は、申請日現在の直近事業年度の確定申告書類で次の書類を提出してください。

- ・確定申告書別表一の写し（1ページ目）
- ・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- ・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

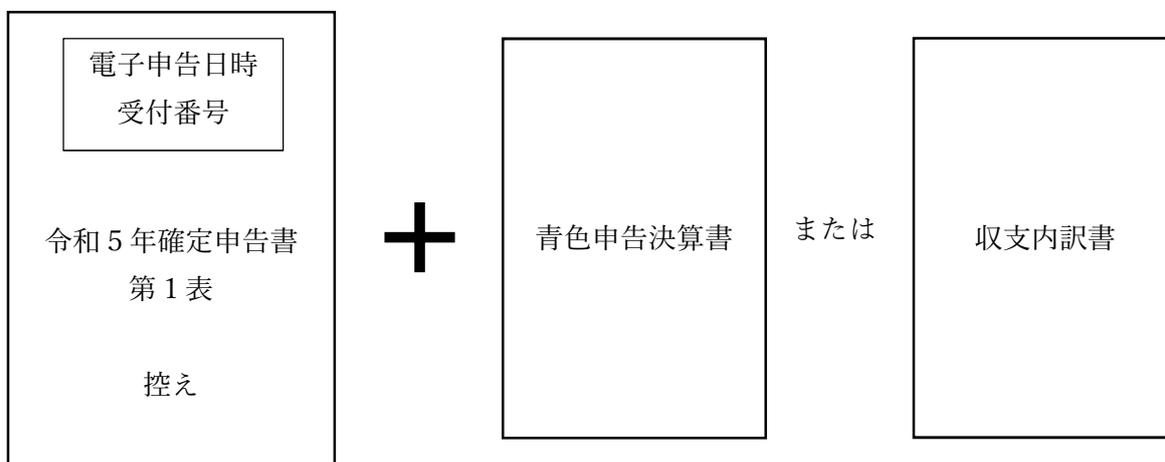
【e-Tax の場合】

- ・確定申告書第一表の控え（1ページ目）
- ・所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（1ページ目及び2ページ目）

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されているもの。

記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示され、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるものを添付してください。



※法人の場合は、申請日現在の直近事業年度の確定申告書類で次の書類を提出してください。

- ・確定申告書別表一の写し（1ページ目）
- ・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
- ・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

### (3) 通帳の写しについて

- ・通帳の表紙をめくった最初のページで金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が確認できる写しを提出してください。
  - ・インターネットバンキングで通帳がない場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が確認できる金融機関ホームページ画面を提出してください。
- ※前回受給者で前回と同様の口座振り込みを希望される場合は提出不要です。